



インターネット上の海賊版サイト対策に関する 現状とりまとめ（案）概要

2022年7月13日
事 務 局

- 近年、スマートフォンの普及が進むとともに、多様なコンテンツアプリケーションの登場に伴ってインターネット上のデータ流通量が増加の一途をたどる中で、ネットワークインフラの大容量化・高速化やコンテンツ処理技術・配信技術等の高度化等により、多くのコンテンツやデータがインターネット上で円滑に流通する環境が実現。
- 他方で、最近では、悪質かつ大規模な海賊版サイト(マンガやアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイトをいう。)の登場が、権利者の利益を著しく損なうなどの点で大きな社会問題化。
- インターネット上の海賊版サイトの現状並びにその対策の取組の現状及び課題を整理するとともに、今後の海賊版サイト対策の取組の方向性について検討。

1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況

- (1) 政府における海賊版対策の取組状況
- (2) 海賊版サイトの被害状況
- (3) 民間団体における取組

2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題

2-1 政策メニューの進捗状況の把握

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

2-2 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等

- (1) 広告に関する現状、課題等
- (2) CDNサービスに関する現状、課題等
- (3) 検索サービスに関する現状、課題等
- (4) その他

3. 今後の取組の方向性

3-1 政策メニューに関する今後の取組の方向性

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

3-2 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性

- (1) 広告に関する今後の取組の方向性
- (2) CDNサービスに関する今後の取組の方向性
- (3) 検索サービスに関する今後の取組の方向性
- (4) その他の論点に関する今後の取組の方向性

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たに取組み、今後推進を行う。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場（ICANN等）において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

○ ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のために、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発教材に2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)の内容を盛り込むとともに、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表【実施済、継続的に実施】

① e-ネットキャラバン

著作権侵害防止を含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」。情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。

e-ネットキャラバン教材(抜粋)



e-ネットキャラバン講座実施の様子



② インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る著作権侵害等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集。2009年度より毎年更新・作成し公表。2022年版では著作権に関するページを更新し、解説動画も近日中に公開予定。

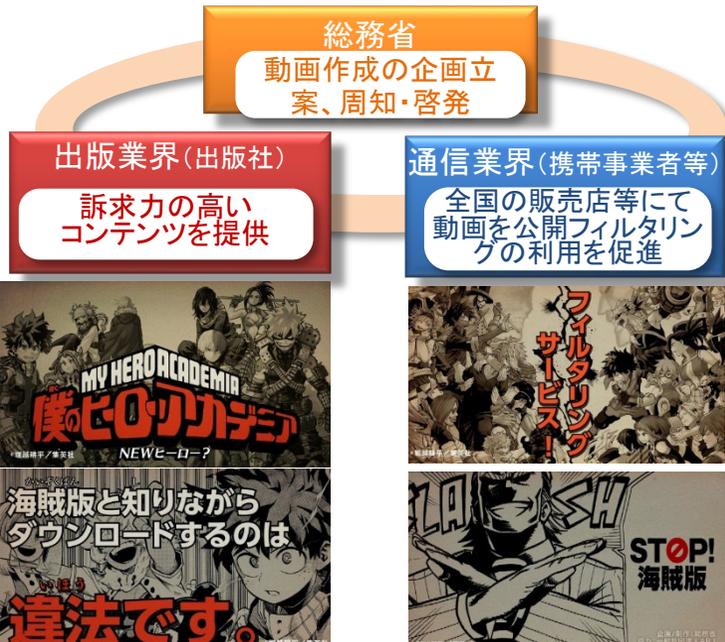
インターネットトラブル事例集(2022年版)(抜粋)



③ 普及啓発動画

出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー?』編」を作成・公表。総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の携帯ショップの店頭・家電量販店、青少年の啓発現場等において活用している。

普及啓発動画作成における協力体制イメージ



①アクセス抑止機能に関するユーザの意向調査

- 2021年1月に施行される著作権法改正(海賊版コンテンツのダウンロード違法化)を踏まえ、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施【実施済、継続的に実施】

②セキュリティ事業者や携帯電話事業者との実務者検討会の開催

- セキュリティ事業者等との実務者検討会を2020年8月以降継続的に開催。上記の調査結果を踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】
- 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトの導入・普及促進の検討・実施【セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止機能導入の進捗を踏まえて実施】

<セキュリティ事業者等との実務者検討会への参加企業・団体>

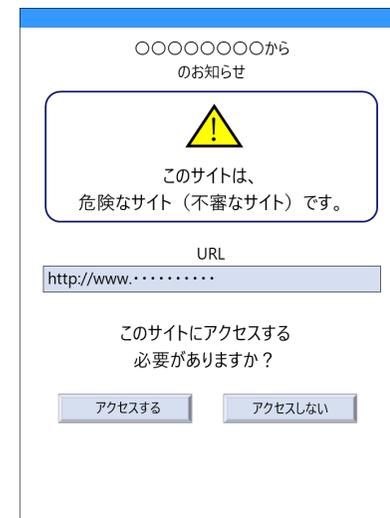
- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・トレンドマイクロ株式会社 ・マカフィー株式会社 ・ソースネクスト株式会社 ・株式会社ノートンライフロック ・株式会社カスペルスキー ・BBソフトサービス株式会社 ・イーセットジャパン株式会社 ・キャノンマーケティングジャパン株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社NTTドコモ ・KDDI株式会社 ・ソフトバンク株式会社 ・楽天モバイル株式会社 | <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人コンピュータソフトウェア協会 ・特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会 ・総務省 |
|--|--|---|



2022年3月時点で、トレンドマイクロ・マカフィー・ソースネクスト・ノートンライフロック・BBソフトサービス・NTTドコモ・KDDI・ソフトバンク・楽天モバイルにおいて、(一社)ABJのリスト等をもとに、海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入

※ BCN AWARD2021部門別受賞企業(セキュリティソフト)において、上記導入済みセキュリティソフト事業者5社の国内販売シェアは8割程度(出典: https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents_type=307)

【警告表示(イメージ)】

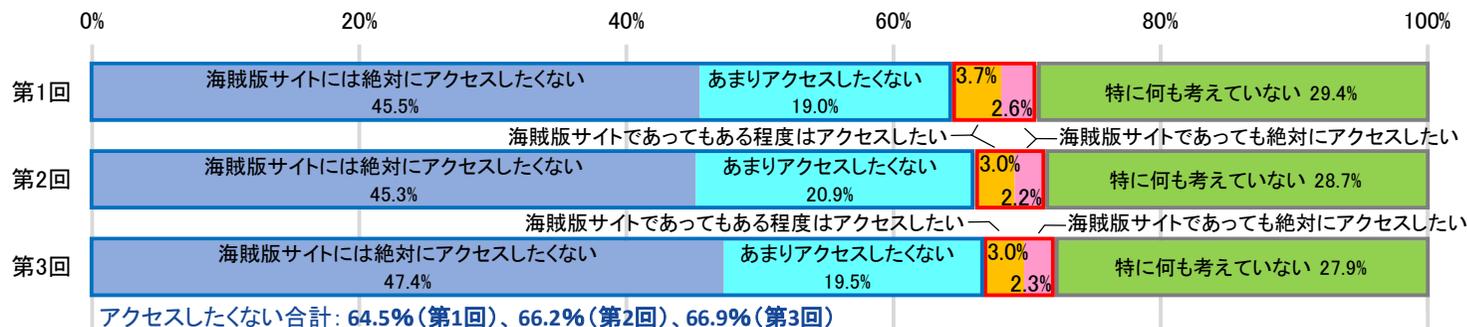


<概要>

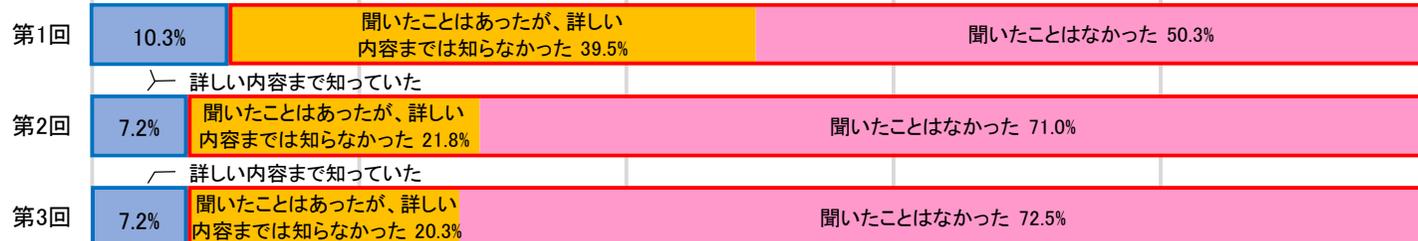
- 第1回
調査実施期間: 2020年11月19日(木)～2020年11月25日(水)、回答者数: 2,000名 (WEBアンケート調査)
- 第2回
調査実施期間: 2021年11月12日(金)～2021年11月15日(月)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)
- 第3回
調査実施期間: 2022年3月7日(月)～2022年3月9日(水)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)

【第1回: N=2,000、第2・3回: N=2,066】

海賊版サイトへのアクセスに対する考え方



著作権法改正 (ダウンロード違法化) に対する認知度



(違法化された前提で) 海賊版サイトへのアクセス意向

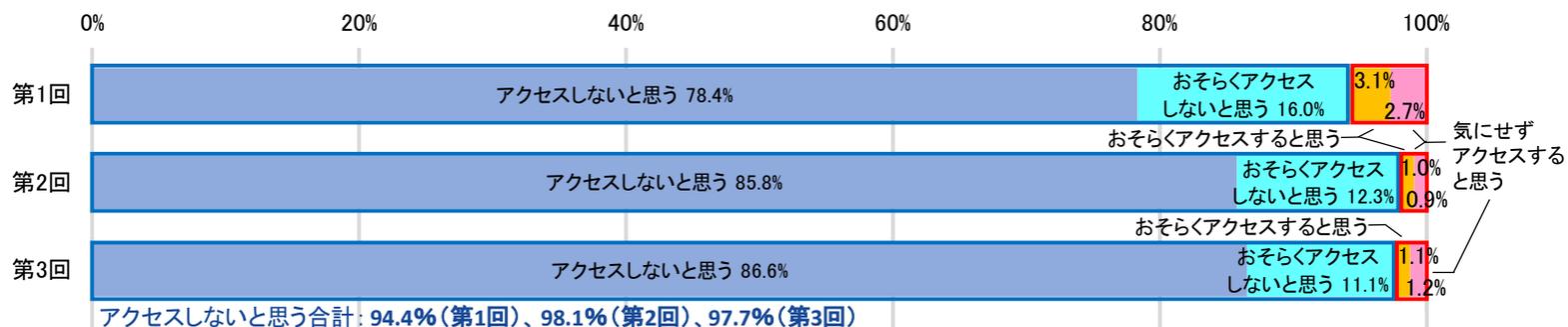


<概要>

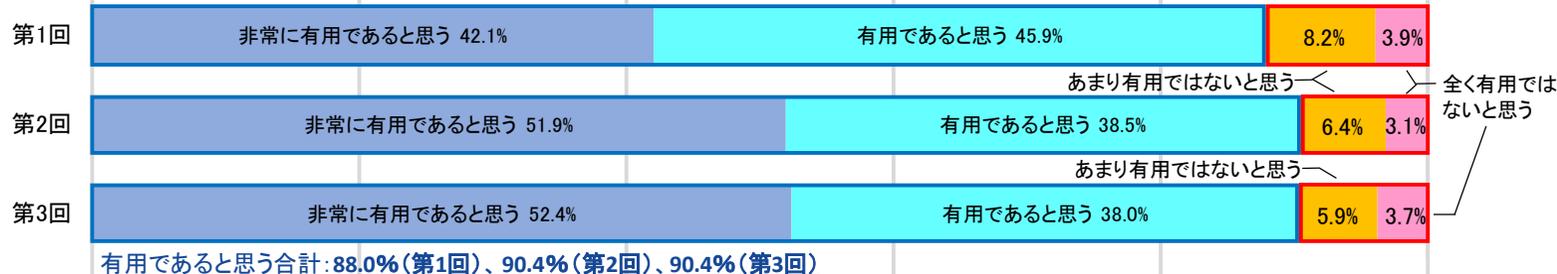
- 第1回
調査実施期間: 2020年11月19日(木)~2020年11月25日(水)、回答者数: 2,000名 (WEBアンケート調査)
- 第2回
調査実施期間: 2021年11月12日(金)~2021年11月15日(月)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)
- 第3回
調査実施期間: 2022年3月7日(月)~2022年3月9日(水)、回答者数: 2,066名 (WEBアンケート調査)

【第1回: N=2,000、第2・3回: N=2,066】

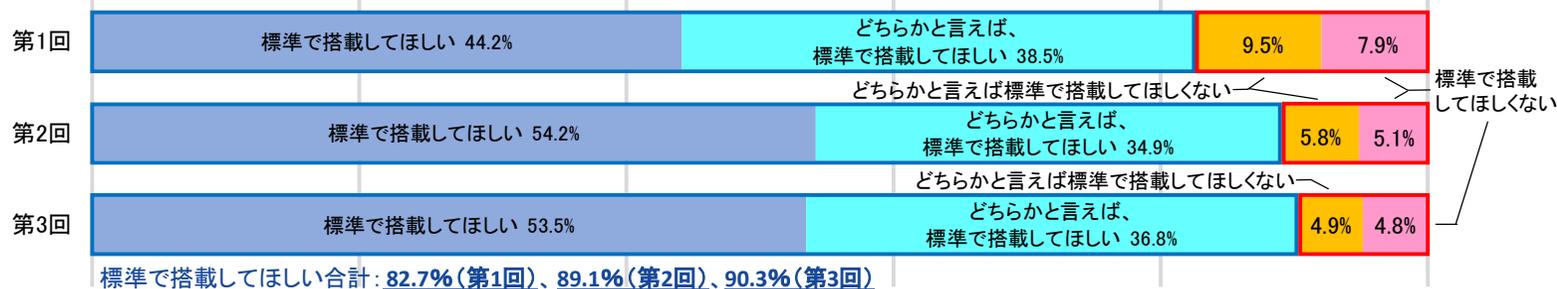
警告画面表示による
アクセス抑止効果



セキュリティ対策ソフト上での
警告画面表示機能の有用性



警告画面表示機能の
セキュリティ対策ソフトへの
表示搭載に対する意向

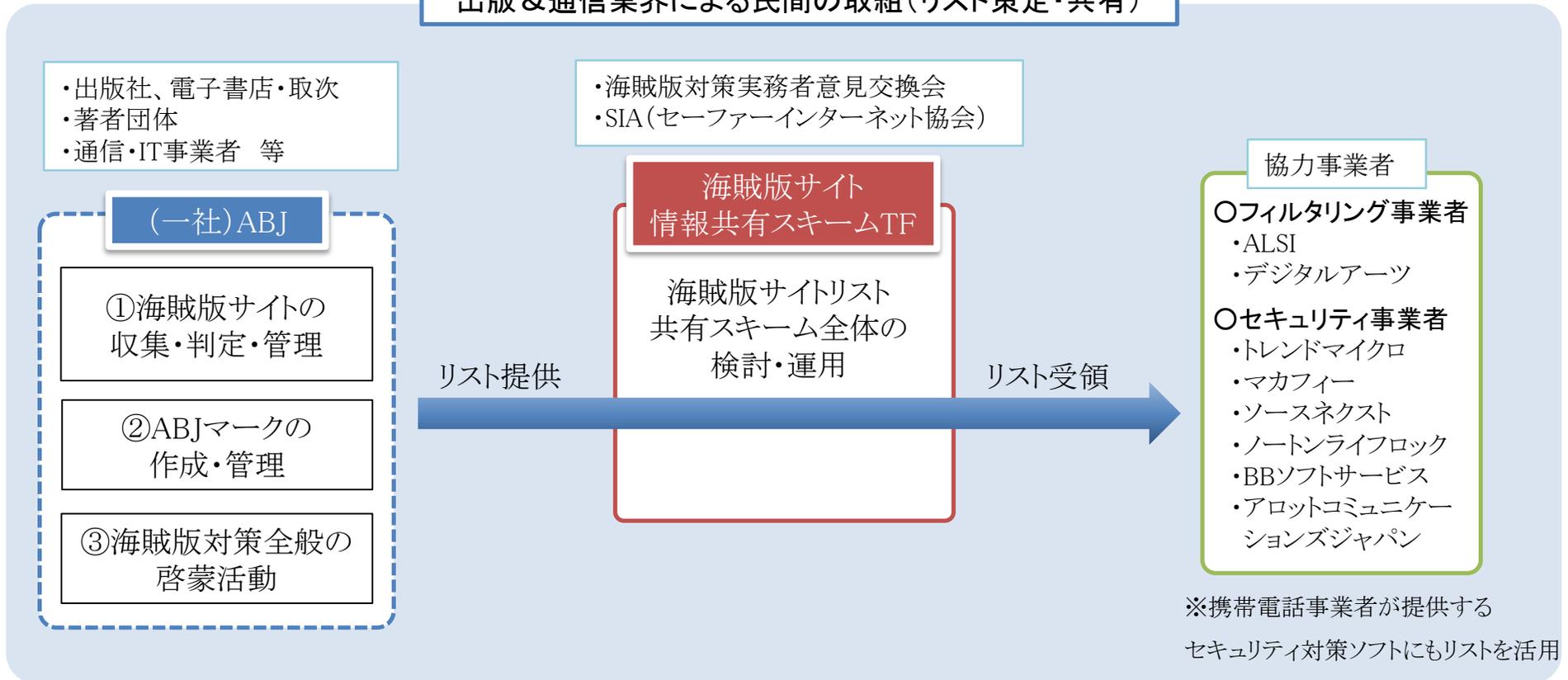


■ 民間部門が協力して、海賊版サイトのリストを策定・共有。

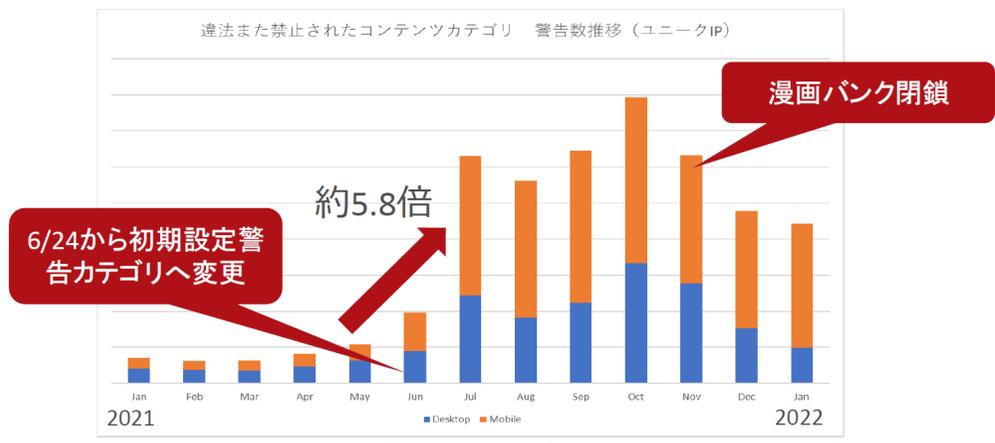
- 出版業界だけでなく通信・IT業界とも協力して新法人を設立し、同法人において海賊版サイトの収集・判定を実施(2020年10月開始)
- 海賊版対策実務者意見交換会で策定した枠組みに基づきSIA(セーフアーインターネット協会)が海賊版サイトリストの情報共有スキームを運用(同年11月開始)

■ 海賊版サイトのアクセス抑止効果を持つセキュリティ対策ソフトへ海賊版サイトのリストを活用。

出版 & 通信業界による民間の取組(リスト策定・共有)



違法または禁止されたコンテンツカテゴリ 警告数推移 (ユニークIP)



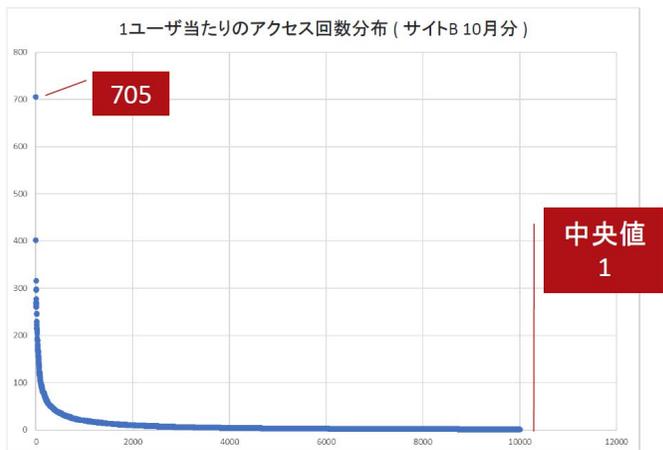
※「Mobile」は、KDDI版およびトレンドマイクロ版を含むiOS/Android全体の件数
 ※弊社およびKDDI版製品の制限により、iOS版およびKDDI版ではユニークアクセス
 数を取得できないため、Android版の平均アクセス数をもとに算出



<トレンドマイクロ (株) 発表 (第7回会合) >

- アクセス抑止機能導入前の2020年5月と同機能導入後の同年7月を比較したところ、「違法または禁止されたコンテンツ」カテゴリの警告数 (ユニークIP数) が約5.8倍となり、その後高水準で推移している。
- 1 ユーザ当たりのアクセス回数分布を見ると、上位10%で約 6 割のアクセスをしており、最もアクセスしたユーザは705アクセス。また、中央値は1となっていることから、ほとんどのユーザは1回から数回程度しかアクセスしていない。1回アクセスしたところ警告が表示されたため、その後はアクセスしなくなるという傾向。

1ユーザ当たりのアクセス回数分布



上位10%で約6割のアクセスをしており、Top1は705アクセス、中央値は1であることから、ほとんどのユーザは1~数回しかアクセスしていない

※10,000位までの結果を表示。10,001位以上はアクセス数1。
 ※本グラフにはKDDI様から提供している製品データは含んでいません。



(第7回会合資料 資料1より引用)

- 今後、海賊版対策を一層促進するため、政策メニューの取組の進捗状況の把握や効果検証に加え、政策メニューに含まれていない項目についても、政府や権利者、関係事業者等との連携による有効な対策の検討が必要。

<(一社)ABJ発表(第6回会合)>

広告

- 海賊版サイトのリストを(一社)CODAに四半期ごとに提出し、広告出稿停止の取組を実施。その結果、まっとうなクライアントの広告は当該海賊版サイトにおいて、ほぼ表示されなくなったが、不法行為をいとわない海外の広告事業者の広告が表示されるようになった。

<(一社)日本インタラクティブ広告協会(JIAA)発表(第8回会合)>

- ①CODAとの連携による取組、②JIAAにおける自主的なガイドラインの策定、業界ガイドラインの取組を補強して実効性を高める認証制度の取組を実施。

<Akamai Technologies, Inc. 発表(第7回会合)>

CDNサービス

- 知的財産権侵害があった場合にそのユーザのサイトをプラットフォームから削除することができることを記載した利用規定を用意。また、契約する際に、必ずその会社が正規かつ合法的な企業体であることを確認。
- 違法なサイトや正規でないコンテンツをユーザが削除しない場合、そのサイトやコンテンツをネットワークから削除。削除申請がなされたコンテンツを同社のネットワークから削除した後、そのコンテンツを保有するユーザに削除通知を出し、削除申請が正当なものかどうかの調査を行い、削除申請が妥当ではないと判断したときには、削除したコンテンツを復元。

<Cloudflare, Inc. 発表(第7回会合)> ※発言内容及び質疑応答は非公開

- ユーザの個人情報はその収集した目的でのみ使用し、ユーザの個人情報を第三者へ提供する際は、事前に適正な法的手続きを経ることを求めている。サービス可用性に関して措置を求める要求は、反論する機会が提供される独立した法的手続きを通じて審理・判断されることが最善。

<ヤフー(株)発表(第7回会合)>

検索サービス

- 漫画海賊版対策の一環として、法律専門家を委員とする検索有識者会議を開催。検索結果で著作権侵害が疑われる場合の非表示基準の検討結果をまとめた報告書(令和4年3月14日公表)で示された基準に即する形で、主要な海賊版サイトの3つに関し、ドメイン単位で措置を実施。

<Google LLC発表(第7回会合)>

- Google以外に対してウェブサイト全体を閉鎖またはブロックすべきであると裁判所が決定した場合、通常その要求に自発的に応じ、裁判所の命令を実現するために、その法域の検索結果からそのサイトを削除。
- サイトのドメイン単位での検索からの削除に向けて、実証的な実施を行うことについて当事者間において合意。

総論

- ・ 引き続き、海賊版サイトへのアクセスの抑止を図るため、政策メニューに記載された業界をまたぐ関係者間の協議や普及啓発の取組、端末側での警告表示の取組等を継続・改善する必要がある。
- ・ 今後、本検討会において定期的にフォローアップを行い、各主体の取組の効果検証を行うことが必要。
- ・ 表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に留意して進める必要がある。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ・ より多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるよう、普及啓発を継続する必要がある。その際、例えば違法にアップロードされたサイトを閲覧することが犯罪行為の助長につながるということなども併せて周知することが有効。
- ・ 特定サイトのアクセスを防止するだけでなく、著作権侵害を行う海賊版サイト全体へのアクセスを思いとどまらせる観点からの普及啓発が必要。

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ・ 主にライトユーザがアクセスしようとするサイトが海賊版サイトであると自覚せずにアクセスすることを防ぐ観点から、引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティソフトによる警告表示の取組を行うことが必要。
- ・ アクセス抑止機能未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入を働きかけることが重要。例えば、有料のセキュリティ対策ソフト事業者に加え、無料のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行うことが求められる。
- ・ セキュリティ対策ソフトによる海賊版サイトへのアクセス時の警告に関するユーザの受容度に関する意識調査や警告表示がユーザが海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるのに貢献した程度などについて引き続き効果検証を行う必要がある。

3. 発信者情報開示に関する取組

- ・ 2022年10月1日に施行される改正プロバイダ責任制限法について、関係機関との連携や周知などを行うことが必要。

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ・ ドメインの不正利用への方策を検討していくため、国際的な場(ICANN等)への働きかけを継続して行う必要がある。
- ・ 特定のサイトの運営者がドメインホッピングなどを行いインターネット資源を悪用していることや、特定のサイトの運営者の登録情報をレジストラが正確に把握することの必要性の認識共有を図り、ICANNにおける実効的な対策を促すことが重要。
- ・ 引き続き二国間協議やマルチの国際会合の場などを捉えて協議を行う必要がある。

政策メニュー以外の取組

- 以下に掲げるような、検索結果を通じた新興海賊版サイトへの流入の防止、CDNサービスによる海賊版サイトの設備投資の軽減と急成長への寄与の防止、ドメインなどのインターネット資源が海賊版サイトに悪用されることの防止など、海賊版サイトの運営に関連するエコシステム全体へのアプローチを強化することが求められる。

広告

- 海賊版サイトの運営目的を失わせる観点から、引き続き、関係者によるリスト作成・共有と、業界団体を通じた出稿枠の提供、広告出稿の停止の取組を行う必要がある。
- 海賊版サイトに現在も表示され続けている、いわゆるアングラな広告について、海外の出稿事業者への働きかけなどの必要な取組を検討するために、実態把握を行う必要がある。

CDNサービス

- 利用規約違反が明らかになった場合のキャッシュの削除やサービス停止などの仕組みの確実な実施など、CDNサービス事業者による自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組が着実に図られるように促すことが必要。
- 海賊版サイトのうち2021年12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがクラウドフレア社のサービスを利用しているという指摘を踏まえ、クラウドフレア社に対して、自社サービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった対応を促す必要がある。また、同社による海賊版サイトによる不正利用への対応が不十分であるという指摘を踏まえ、同社は、利用規約に基づく対応が適切に行われているか、例えば、権利者や第三者からの削除要請等の違反申告受付態勢、運用とその結果について、適切な説明を行う必要がある。

検索サービス

- 検索サービスからの流入を抑止する観点から、検索事業者と出版権利者間の協議などにより事前に定められた手続きに従って海賊版サイトの検索結果から非表示にする取組を継続・改善する必要がある。
- 検索事業者と出版権利者間の検索結果からの非表示に関する協議を継続するとともに、一定の条件を満たす場合の海賊版サイトのドメインごと検索結果から削除する取組について、特に、特定の海賊版サイトがドメインホッピングをした結果設立される後継サイトや新興サイトへの対応が十分機能しているか、効果検証を継続的に行うことが重要。

その他

- ユーザが海賊版サイトにアクセスするインセンティブを失わせる観点や、海賊版サイトのユーザは潜在的な正規版のユーザであるという観点からも、正規版の流通について一層促すことが有用。
- サイトブロッキングは通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘も踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある。

海賊版サイトの構造/運用の例

検索サイト

kaizoku_manga



海賊版サイト

HTMLファイルなどを格納



kaizoku_manga.net
フロントサーバ

ホスティング事業者B

フロントページの格納先
("ガワ"のサーバ)

海賊版コンテンツの格納先(画像蔵置サーバ)

オリジンサーバに
保存されたデータの
キャッシュを保存

キャッシュ

キャッシュ

キャッシュ
(国内)

キャッシュ

CDN事業者

オリジンサーバA



imgkaizoku1.club

ホスティング事業者A

海賊版サイトの運営者



レジストラX

契約関係

契約関係

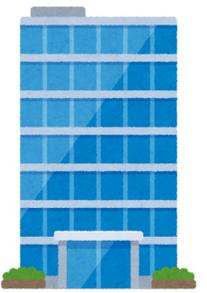
契約関係

契約関係

違法複製された画像
ファイル(海賊版コン
テンツ)をアップロード



広告収入



- 2019年10月に、関係省庁*による海賊版対策の取組として、「総合的な対策メニュー」を公表。
- 2021年4月に、その後の状況の変化などを踏まえ、「総合的な対策メニュー更新版」を公表。

<p>第1段階</p> <p>できることを着実に実施</p>	著作権教育・意識啓発	・官民で連携しながら、より効果的な著作権教育・意識啓発を実施する【総務省・文部科学省・経済産業省】	1.
	正規版の流通促進	・海外市場の獲得を視野に入れながら、ユーザーにとって利便性の高い形でコンテンツの正規版を流通させるため、民間主導の協力関係の構築を図る【経済産業省】	
	海賊版サイト対策の中心となる組織の設置	・個々の海賊版サイトの特徴に応じた最適な対策を効果的に実施するため、専門的な知見を結集して海賊版対策を推進するための民間主導の協力関係の構築を図る【総務省・文部科学省・経済産業省】	
	国際連携・国際執行の強化	・国際裁判管轄及び準拠法を踏まえつつ、民間事業者等による諸外国における民事手続の利用を促進するとともに、国際捜査共助の進展を図る【警察庁・法務省・外務省・経済産業省】	4.
		・諸外国との二国間協議や各種国際会議等の場を活用し、国際的な海賊版対策の強化に向けた働きかけ等を行う【内閣府・外務省・総務省・文部科学省・経済産業省】	
		・海賊版サイトの発信者や設置サーバ等の情報の確保を図るため、民間事業者等と協力し、国際的なデジタルフォレンジック調査の実施を推進する【経済産業省】	
	検索サイト対策	・海賊版サイトの検索結果からの削除・表示抑制に関し、著作権者等と検索事業者との協議を推進する【文部科学省】	
	海賊版サイトへの広告出稿の抑制	・海賊版サイトに対する広告出稿の自主的な抑制に関し、権利者等と広告関係団体の合同会議を通じた海賊版サイトリストの共有、広告関係団体の自主的ガイドライン策定・普及の推進を図る【経済産業省】	
	フィルタリング	・青少年インターネット環境整備法に基づき、青少年フィルタリングを更に普及促進するとともに、関係事業者との連携強化等によるユーザーの利便性向上を図る【総務省】	2.
		・セキュリティソフトウェアによるフィルタリングの活用に向けた権利者団体とセキュリティソフトウェア会社との連携体制の構築を図る【経済産業省】	
リーチサイト対策、侵害コンテンツのダウンロード違法化	・リーチサイト対策(2020年10月1日施行)について、さらなる周知徹底を図るとともに、悪質なサイトへの取締りを進める【文部科学省・警察庁】		
<p>第2段階</p> <p>導入・法整備に向けて準備</p>	アクセス警告方式	・セキュリティ事業者等との協議を通じて、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能の導入等を促進する【総務省】	3.
	発信者の特定の強化	・発信者情報開示制度に係る法制度整備を進める【総務省】	
<p>第3段階</p> <p>他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討</p>	ブロッキング	・ブロッキングに係る法制度整備については、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討【内閣府及び関係省庁】	

総務省の政策メニューに対応(以下、同じ)

*内閣府、警察庁、総務省、法務省、外務省(更新版以降)、文部科学省、経済産業省